

(追記) 2020年5月29日

2020年3月3日

山陽バス株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期乗車券の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、文部科学省から全国の小学校・中学校・高等学校（専修学校等において高等課程を設置しているものを含む）等の一斉臨時休校の通知が発出されました。

これに伴い、通学定期乗車券等が不要となった場合の払い戻しにつきましては、特例的に以下のとおりとさせていただきます。

### 1. 対象となる乗車券

新型コロナウイルスによる感染防止を事由とする払い戻しのお申し出があった場合で休校となったまたは、休校が延長となった小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する特別支援学校等の学校の児童・生徒の通学定期乗車券

### 2. 取扱方

#### ① 通学定期乗車券の最終登校日に関する特例取扱

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、**2020年2月28日以降、休校日までの最終登校日を最終使用日とみなして**払い戻します。

2020年6月30日（緊急事態宣言解除日の翌月末日）まで、この取扱をいたします。

#### ② 新学期の通学定期乗車券の特例取扱

有効開始日以降であっても未使用の通学定期券は、弊社定期券発売所へのお申し出のあった日にかかわらず、使用開始前にお申し出頂いたものとして払い戻します。

2020年6月30日（緊急事態宣言解除日の翌月末日）まで、この取扱をいたします。

※ ①・②いずれも、最終登校日以降に当該定期乗車券を使用された場合および、通勤定期乗車券や大学生の通学定期乗車券を除きます。

※ ①・②いずれも、払い戻しに際しては、弊社運送約款による計算とさせていただきます。

**所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻し**となりますので、あらかじめ御了承ください。継続定期券の場合、旧券部分は払戻日数の計算に加算しません。

### 3. 払戻場所

山陽垂水駅定期券発売所、JR 舞子駅前定期券発売所、山陽バス名谷サービスセンター

※ 点線部を2020年5月29日に追記いたしました。

※ 「**緊急事態宣言にともなう乗車券の取扱いについて**」もご覧ください。

以 上